

「松江市福祉系業務標準準拠システム
整備事業及び運用業務委託」
プロポーザル評価基準書

令和8年5月

目次

1.	本書の目的	1
2.	選定の主体	1
3.	選定方法	1
4.	評価基準	1
4.1	プロポーザル評価の基本的な考え方	1
4.2	配点(価格点以外)	2
5.	優先交渉権者の決定	2
6.	その他	2

1. 本書の目的

本評価基準書は、「松江市福祉系業務標準準拠システム整備事業及び運用業務委託」のプロポーザルにあたって「松江市福祉系業務標準準拠システム提案実施要項」に基づき提案者の審査、第一優先交渉権者(最高得点者)および次点交渉権者(契約候補者)の選定に必要な事項を定めるものとする。

2. 選定の主体

優先交渉権者の選定は松江市が設置する「松江市福祉系業務標準準拠システム整備事業及び運用業務委託」プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が行うものとする。

審査委員会のメンバーは、政策部デジタル戦略課が主体となり、庁内の責任者・有識者から事前を選任する。

審査委員会は、各委員が企画提案書を審査し、公平、公正な判断により評価した結果を総合して、優先交渉権者を選定する。

受付期間、審査期間を通じて、各委員の提案者との直接接触を禁止する。

3. 選定方法

参加資格要件を審査し、要件を満たしている提案者のみ、提案者から提出される企画提案書の内容を主要な審査対象として審査を行い、優先交渉権者を選定する。

審査にあたっては、提出された提案書に加え実施するプレゼンテーション及び質疑応答の内容を審査の評価対象とする。

次項に定める評価基準により、各委員が採点を行う。これによる総合点が最も高い提案者を第一優先交渉権者、総合点が次点のものを次点交渉権者として選定する。

なお、事前に満たすべき総合点の最低点を定める。

4. 評価基準

4.1 プロポーザル評価の基本的な考え方

詳細な評価項目自体の公表は行わない。

- 基本的な考え方
 - ・ 評価は事前に提出された提案書の内容と当日のプレゼンテーション内容及び価格の総合判断で行う。
 - ・ 価格よりも提案内容を重視するため、価格点の比率を若干抑える。(比率は非公開)
 - ・ 事前に提出された提案書の中のオプション一覧に基づいて各担当課の担当で評価を実施し、その結果を参考にしたうえで担当審査員が最終評価を行う。
 - ・ RFPの「別紙1_松江市福祉系業務標準準拠システム整備事業及び運用業務委託提案仕様書」に記した、「必須要件一覧」に対する回答の評価は、デジタル戦略課が事前に行う。
 - ・ プレゼンテーション内容に対する評価は、事前に用意する評価シートに基づき審査員が評価する。質問事項に対する回答も評価対象とする。

4.2 配点(価格点以外)

詳細な評価項目自体が非公表のため、個別配点の公表は行わない。

- 基本的な考え方
 - ・ 価格以外の評価に関する満点を 300 点とする。その配点の内訳は以下の通り。
 - ・ 価格は相対評価とするが、本市があまりに価格が低いと判断した場合には、相対評価の対象から外す場合がある。
 - ・ 項目毎の評価点は 4 段階で評価し、各審査委員の採点値を平均したものとする。
 - ・ 「オプション」は各社ごとの提供オプション機能に対する本市としての評価。
 - ・ 「その他」は RFP の「別紙 1_松江市福祉系業務標準準拠システム整備事業及び運用業務委託提案仕様書」に記した、「必須要件一覧」の回答に対する評価。

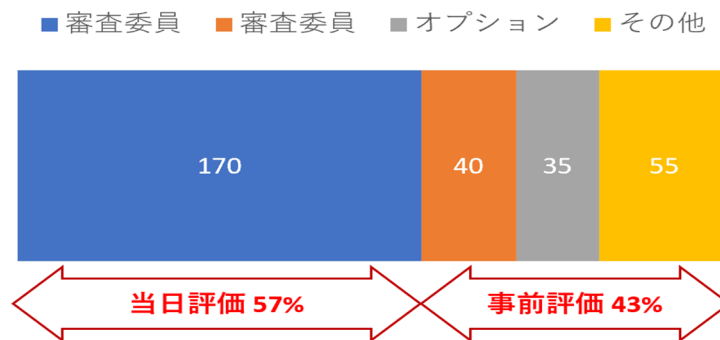


図 4.2 配点比率

5. 優先交渉権者の決定

松江市は、審査委員会による選定結果に基づき、優先交渉権者を決定する。
最高得点者が 2 者以上となった場合は、審査委員会による協議により決定する。

6. その他

このほかに必要な事項がある場合には、審査委員会が別途定めることとする。